

令和8年度工事入札制度に係る変更について

※R8.7.6に指名通知と同一の内容を含みます。

本通知日以降に指名通知いたします入札工事につきまして下記のとおりとしますので入札に際してご確認をお願いします。

記

(1).最低制限価格の表示単位について

最低制限価格について、予定価格の7.5/10以上、9.2/10以下の範囲内で設定し、**請負対象金額2,500万円以上の建設工事の入札は、原則、表示単位を10万円単位**とする。

(10万円未満の端数があるときは、切り捨てた額を原則とする。)

※高知県では令和8年5月1日より施行されています。

(2).その他（前年度からの引継ぎの取組み）

1. 令和7年度末にお知らせしましたとおり、工事内訳書が新様式へ変更となっています。
(高知県では、令和8年3月1日より施行されています。)
2. 令和6年度より、高知県において金額にかかわらず全件で「週休2日制」が導入されています。
大月町としても引き続き、工事の「週休2日制」に取り組んでいきます。
(※令和8年7月1日以降の積算単価を適用する工事については、週休2日に対応する労務費、経費等の
補正が廃止されています。)

【※上記(1)、(2)詳細は高知県土木部技術管理課課の入札・契約制度改正概要を確認ください】

(3).積算時注意事項

1. 本工事以降の残土処理について、これまで大月町では大月町赤泊にある、民地へ残土処理を実施しておりましたが、本年度閉鎖することから、残土処理場を大月町赤泊(大月開発)へ変更しております。
なお、残土処理費については、見積により価格公表しておりますが、**積上区分を処分費等ではなく、一般単価にて計上しておりますので、積上げ区分の設定の際にお間違えの無いよう積算時にはご注意願います**
積算区分の修正については、受注後の変更設計にて対応いたします。

{ ※水第1号 大月町簡易水道施設(春遠工区～新田工区)整備 及び
水第2号 大月町簡易水道施設(姫ノ井第③配水池)整備工事 }

